


## 税制優遇の違い

令和3年4月5日より、当ファンドへの直接の寄付以外にふるさと納税を利用する寄付が可能となりました。

ふるさと納税を利用した寄付の方が税制優遇の効果が大きくなります。

### ○ふるさと納税を利用の有無による税制優遇の違い

#### (1) 個人からの寄付

		ふるさと納税を活用する場合	当ファンドへ直接寄付をする場合
税制 優遇	所得税	<b>税額控除</b> 寄付金 - 2,000 円  ※限度額あり	<b>所得控除</b> {寄付金額 (所得金額の 40%上限) - 2,000 円} × 所得税率
	住民税		<b>税額控除</b> {寄付金額 (総所得金額等の 30%上限) - 2,000 円} × 8%
	市民税 県民税		なし
備考		控除額 大 	小

#### (2) 法人からの寄付

	企業版ふるさと納税	地方公共団体（神戸市）への一般的な寄付	当ファンドへ直接寄付をする場合 （特定公益増進法人に対する寄付）
税制 優遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄付金額全額を損金算入可能で寄付額の約 3 割相当の額が税額から軽減</li> <li>・ 税額控除（寄付額の最大 6 割）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄付金額全額を損金算入可能で、寄付額の約 3 割相当の額が税額から軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般の寄付金とは別に損金算入可能</li> </ul> 特別損金算入限度額： (資本金等の額 × 当期の月数 / 12 × 3.75 / 1,000 + 所得の金額 × 6.25 / 100) × 1/2
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 域内に本社を置く事業者は活用できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 域内に本社を置く事業者も対象となる</li> </ul>	(例) 資本金等 1,000 万円、 所得の金額 1,500 万円の場合、 損金算入限度額 10 万円
備考		控除額 大 